

自民党福井県連ニュース

**北陸新幹線「敦賀－新大阪間」の開業については現時点では2046年を想定！
～これから検討する開業前倒しには2つの議論があります～**

北陸新幹線の敦賀－新大阪間の着工時期については、現時点では、現行の財源スキーム（今年度予算約755億円）ベースにより、北海道新幹線の札幌駅開業（2031年春）以降と想定され、開業は2046年（工期15年）とされています。

今年度・来年度の2年間で基本的な調査が行われ、敦賀－京都間及び京都－新大阪間の工事の概要や建設費の概算、用地買収の困難さ、難工事区間等を確認します。

それを踏まえ、「敦賀－新大阪間の全区間について2046年開業から短縮する議論を進めるべき」という意見と、「新大阪までの開業は2046年のままとしつつ、2031年までに敦賀－京都間を前倒して先行開業する。そして、引き続き京都－新大阪間を予定どおり2046年までに開業するという二段階での開業を検討すべき」という意見があります。

なお、上記の2つの議論のうち、京都先行開業については、昨年12月、自民党石川県連の福村会長（当時）の要請により、その実現に向け、両県連会長が協力を合意した事項です。

いずれにしても、情報をオープンにして、開業前倒しについてあらゆる議論を進めていく必要があり、福井県連として、一日も早い開業を目指してしっかりと取り組んでまいります。

<着工5条件とは？>

- ① 安定的な財源見通しの確保
※財源の負担は国2/3、地方自治体1/3
※敦賀－新大阪間の約143kmの建設費の概算は約2.1兆円
- ② 収支採算性
- ③ 投資効果
- ④ 営業主体であるJRの同意
- ⑤ 並行在来線の経営分離についての沿線自治体の同意

2017年度～ 2018年度	与党が決定した「現敦賀駅－小浜周辺－ 現京都駅－現松井山手駅（JR西日本）－ 現新大阪駅（約143km）間の具体的なルートの線形及び駅の位置の決定に必要な調査を、鉄道・運輸機構が実施。 これにより、（仮称）小浜駅のおおよその位置も決定。 （2017年度予算 11億円以内）
2019年度～ 4年間程度	鉄道・運輸機構が、環境影響評価（アセスメント）を実施。
おおよそ 2023年前後～	鉄道・運輸機構が工事実施計画認可申請書を国土交通大臣に申請。 国土交通大臣は、政府・与党で左記の着工5条件を確認した上で正式に認可し、着工となる。

観光の更なる促進のため、民泊活用へ！～違法民泊への対応・安全性の確保～

訪日外国人旅行者数は昨年一年間で2400万人を超え、今後も政府目標である2020年4000万人、2030年6000万人に向けて急増する見込みとなっており、宿泊需給の逼迫が懸念されることから、本年6月に「住宅宿泊事業法」（民泊新法）を成立させ、民泊を適正に活用することとなりました。来年6月までに施行される予定です。

これにより従前は無許可で旅館業を営んでいた違法民泊に対ししっかりとしたルールをもって対応することが可能となり、懸念される公衆衛生の確保や地域住民等とのトラブル防止を図ることが可能となります。

地域での民泊体験は旅行者にとっては貴重な体験となることもあります。今後は、民泊の質を担保しつつ、既存の旅館業と共栄して旅行者を福井に呼び込み、福井を盛り上げていくことが肝要となります。

【住宅宿泊事業法の概要】

(1) 住宅宿泊事業者に係る制度の創設

※年間提供日数の上限は180日（泊）

- ① 都道府県知事への届出が必要、監督の実施
※都道府県に代わり保健所設置市、特別区が監督等の措置できる
- ② 家主居住型の場合は住宅宿泊事業の適正な責務を義務付け
（床面積の確保、宿泊者名簿の作成・備付、騒音防止等の宿泊者への説明、苦情への対応等）
- ③ 家主不在型の場合は上記②措置を住宅宿泊管理業者に委託することを義務付け

(2) 住宅宿泊管理業者に係る制度の創設

- ① 国（国土交通大臣）への登録が必要、監督の実施
- ② 住宅宿泊事業者への契約内容の説明等や(1)②の措置の代行を義務付け

(3) 住宅宿泊仲介業者に係る制度の創設

- ① 国（観光庁長官）への登録が必要、監督の実施
- ② 住宅宿泊仲介業の適正な遂行の責務を義務付け
（宿泊者への契約内容の説明等）

■住宅宿泊事業法における「都道府県の役割」

◆事業開始前

- ① 住宅宿泊事業者の届出の受理（虚偽申請の確認、家主不在型の場合の管理業者名と国への登録の確認等）
- ② 期間制限条例（任意）：民泊実施期間について区域を限って180日より制限するか市町村の意見を聴取し、必要に応じて条例を制定

◆事業開始後

- ① 住宅宿泊事業者の責務の確認（衛生確保、非常用照明等設置、消防法令基準適合等の確認）
- ② 立入検査・報告徴収（立入検査等を行う場合の基準の整理を含む）
- ③ 業務改善命令・業務廃止命令等の処分（基準の策定を含む）
- ④ 国土交通大臣への要請（管理業者に対する業務改善命令に応じない場合の大臣への対応の要請）

地域の産品をPRするコンテストの出品募集 ～福井の銘品で地域活性化！！～

各地域には特色を持つ産品は数多くありますが、それを全国に発信する機会となるコンテストを、農林水産省と観光庁がそれぞれ行うこととなりました。

それぞれの地域では有名でも、全国的にはまだ知られていない銘品はありませんか？コンテストに参加することで、地域経済活性化を図ることに繋がります。福井自慢の産品で、福井を盛り上げていきましょう。

〈フード・アクション・ニッポン アワード 2017〉 (主催：農林水産省)

◆趣旨：

国産農林水産物の消費拡大に寄与する事業者・団体等の優れた取組を表彰し、全国に発信することにより、事業者・団体による更なる取組を促進します。

今年度は大手百貨店、流通、外食事業者等が審査委員となり、国産農林水産物の魅力を活かした優良な産品をコンテスト形式で発掘し、各社の販路を通じて消費者に届けていきます。

◆応募対象：

- ・主 体 生産者・食品製造／加工事業者等
- ・対象産品 国産農林水産物の消費拡大に寄与する農林水産物・加工食品等の産品（一次生産物全般、調味料、加工食品、弁当・惣菜、アルコールを含む飲料等）

◆募集期限：

2017年8月31日必着
(メールの場合は当日17時まで)

※ 詳細は以下のURLをご覧ください。

<http://www.maff.go.jp/j/press/shokusan/service/170721.html>

〈おみやげグランプリ 2018〉

(後援：観光庁)

◆趣旨：

国内から海外まで誰もが喜んでもらえるような「おみやげ」を日本全国各地より募集し、日本の魅力を再発見できるような逸品を発掘します。

日本の伝統から最新の技術・デザイン、名産、食などを広く紹介し、日本及び地域ブランドの進行を図ります。

◆受賞特典：

受賞商品については、東京ドームで行われる「ふるさと祭り東京 2018」会場内での展示・販売、表彰式が行われます。また、受賞ロゴが提供され活用することができるほか、大会公式HP・当日のリーフレットへの掲載、プレスリリースの配信等による広報支援が受けられます。

◆部門：

①フード・ドリンク部門

「おみやげとしての食べ物や飲み物」が対象（お菓子や郷土料理、ご当地性の高いものなど幅広く募集）。

②グッズ・ノベルティ部門

「おみやげとしてのグッズ・ノベルティ」が対象（工芸品、アイデア商品、日本独自の技術力や先進性を感じさせられる文具・玩具、電化製品など幅広く募集）。

◆募集期限：

2017年8月31日までに大会事務局に郵送。

※ 詳細は以下のURLをご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/kankochu/topics05_000216.html

—事務局からのお知らせ—

ふくい政経塾 開講

8月20日(日)に、ふくい政経塾2017年度(第6期)開講式・第一回講座並びに一般講座を開催します。

特待生講座に応募いただいた有料受講生を対象に13時より「開講式」、13時20分より「第一回講座」を織協ビル6階会議室で開催します。

引き続き、どなたでも受講可能な「一般講座」を、織協ビル8階ホールにて、講師に党憲法改正推進本部事務局長の上川陽子衆議院議員をお迎えし憲法改正の講座を開催いたします。

防災について考える

勉強会開催

8月22日(火)に、近年の異常気象に伴う自然災害について「土砂災害」「水防」の観点から考える勉強会を、国交省福井河川国道事務所所長中村圭吾氏を講師に迎え開催します。詳細は、後日、地域職域支部を通じてご案内します。

記事を募集します！

「県連ニュース」では、掲載記事を募集いたします。支部行事にかかわらず、地域の伝統行事や地域イベントなどの情報も発信していきたいと考えております。

8月の予定

8月20日(日) ふくい政経塾 2017年度

特待生講座 13:00 会場：織協ビル 6階 会議室

一般講座 15:00 会場：織協ビル 8階 ホール

8月22日(火) 防災について考える勉強会(仮) 13:30 開会

会場：織協ビル 8階 ホール

講師：国土交通省福井河川国道事務所 所長 中村圭吾氏

自由民主党福井県支部連合会

〒910-0005 福井県福井市大手3-7-1 織協ビル6階615室

電話：0776-22-4992 FAX：0776-22-5559

Eメール：fukui@pf.jimin.or.jp HP：http://www.jimin-fukui.jp/